

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

なお、持分4分の3については、「表題部所有者として登記すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）」として登記を行う予定です。

令和7年3月26日 広島法務局福山支局 登記官 坂本徳子

記

- 1 手続番号
第2404-2024-0038号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
福山市水呑町字西ノ奥7171番
- 3 地 目
山林
- 4 地 積
1335 m²